

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合から争議行為を行う旨令和3年2月18日次のとおり通知があった。

令和3年2月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 事件

令和3年2月18日付けで、香川県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長宛てに、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合執行委員長名で提出した「年度末一時金」の要求に関する件

2 日時

令和3年3月8日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間

3 場所

屋島総合病院の構内又は職場 高松市屋島西町2105番17

滝宮総合病院の構内又は職場 綾歌郡綾川町滝宮486番地

4 争議行為の概要

上記場所の全体的あるいは部分的に、連続的、断続的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を、単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中重症患者のための保安の必要がある場合は、保安要員若干名を除く。